

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第2、議案第67号 松崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第67号は、松崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） ちょっとわからないもので、教えてください。

これは待機児童が多いところを少なくするというようなもので、量を増やしたり、量を増やすことによって、質が悪くならないようにというので、基準を設けたりというものだと思うんですね。ですから、松崎にとってはいらぬような条例じゃないかなと私は思うんですけども、それはともかくとして、ちょっと聞かせてください。

幼稚園とか聖和保育園ですけれども、それはどのように変わっていくのか、その中には利用料金ですとか、また申請の仕方等あると思うんですけども、例えば聖和では、聖和に申し込みをすとかだったのが、例えば役場の方に申請するのか、その辺がどういうふうに変っていくのか、利用料金も含めてその辺を教えてくださいなと思いますけれども。

○健康福祉課長（高木和彦君） 基本的に今までの手順につきましては大きく変わることはございません。また保護者の便宜を図るという点でも方法としては、今までどおりの形でやっていきたいと思っております。ただ、この条例が、制定することになったものですから、通常ですと11月に保育園ですとか、幼稚園の手続きをしていたんですけども、今回この条例を制定することになりましたので、その説明につきましては、12月、この議会が終わってから保護者に通知す

る形になっております。

○7番(関 唯彦君) それでは、もう保護者が負担する利用料金とか、そういうものまで全部今までどおりで、何も変わるところがないと考えればよろしいのでしょうか。

○健康福祉課長(高木和彦君) はい、そのとおりです。料金等につきましては、毎年その度で国で示した金額を基に算出しておりますけれども、この条例を制定してからも方法としては同じような内容になります。

○7番(関 唯彦君) わかりました。それで、聖和保育園はかなり厳しいと思いますので、補助金等も変わらないということでしょうか。

○健康福祉課長(高木和彦君) 経営につきましては、国の定めた基準を基にその中で節約しながら運営している状況でございます。

今回につきましては、聖和保育園を建設する関係もあるものですから、今まで積み立てたものを、その分について基金の方に積み立てをして、基本的には今回の決算につきましては、新しく保育園を造るための基金の積み立てなんかが主な内容になってくると思います。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

○1番(藤井 要君) これは関連になるかと思っておりますけれども、「しんわ」さんができますよね。この関係で、当局がどういうふうに入介入していくか、そのような点もちょっと説明してもらいたいと思っておりますけれども。

○健康福祉課長(高木和彦君) 「しんわ」さんが保育園を経営するという話は、夏ごろ聞きまして、実際には11月に完成したそうです。「しんわ」さんの場合は、事業所内保育という形になるんですけれども、元々私どもの方から、例えば事業所内保育が必要ですか、そういうことでやっていけば、認可の事業所ということになってくると思うんですけれども、「しんわ」さんの方針もありまして、当面の間は認定外保育ということやっていくということですので、ちょっと今の部分については対応になりませんのでご承知ください。

○1番(藤井 要君) 事業所内ということをお聞きしましたけれども、ここに募集が出ているんですね。一般的にも募集しますよと、ですから、その関係、町との関係というか、そういうのは、今のところだと対応がないということになるのかな。

○健康福祉課長(高木和彦君) あくまでも認定外保育ですから、そのところにつきましては、うちの方との関係というのは特にありません。ただ、松崎町にある保育所ですから、これからいろいろな形で連絡を密にして、例えば「しんわ」さんの営業状態なんかも聞くような形にし

て、「しんわ」さんが取り入れている内容でいいものがあれば、それはうちの方の聖和保育園に取り入れるとか、機会があれば、聖和保育園の方に来ていただいて、勉強してもらってというような交流というのは必要だと思います。

また、お互いこの中でいろいろな施設と協力しあって、子どもを見守ろうということも謳ってありますので、そういう点では、例えば、いろいろな条件で聖和さんに入れなくてお子さんがいたときには、じゃあ、「しんわ」さんになんていう仲介は、私どもの方でする形になると思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（佐藤作行君） ちょっとお尋ねしたいんですが、第6条に「特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という条項があるんですが、これの「正当な理由」とはどんなものか、あるいは今現在断った事例なんかがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（高木和彦君） 「正当な理由」の主なものは、定員がすでに申し込みでいっぱいになっているとか、そういうときにお断りすることについては「正当な理由」ということになります。ただし、先ほど申し上げたように、そういうときには、町内に「しんわ」という形で事業所内保育ができたということもありますし、場合によっては、保育園でどうしてもみられないときには、その様子を見まして、例えば幼稚園で一時お願いするなんていうことも、協力なんかもこれからしていくことが必要かとは思っております。

（佐藤議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 本条例には、特定教育・保育というのがあるわけですが、幼稚園とか、児童館などはこの条例でカバーするような施設ではないという理解でよろしいですか。

今までには、変わるような何かどうかの条例があって、今度整備されてこうなったんだというようなことはないですか、どうですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 今まで幼稚園につきましては、文部科学省の管轄で、保育園につきましては、厚生労働省の管轄ということで2つに分かれていたわけです。これがいま子ども子育ての中で、いろいろな弊害があるということで、この子ども子育て法につきましては、内閣府の方の担当という形になりました。

「幼稚園は」ということでしたけれども、この議案の表題にあります特定教育、これが幼稚園を指します。松崎町特定教育というのが条例にありますけれども、これが幼稚園を指します。保育施設というのが、保育園を指すものであります。

(鈴木議員「児童館は」と呼ぶ)

○健康福祉課長(高木和彦君) 児童館は、この中には含まれておりません。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番(関 唯彦君) 議案第67号に賛成をいたします。この条例は、待機児童がなく、定員割れしている松崎町には不要な条例とは思いますが、子ども子育て関連3法により作らなければならない条例であり、内容も適正と思われるので賛成をいたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第67号 松崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。